

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>下日野沢東門平吉田線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡皆野町大字下日野沢字扇畑一 二二六番三地从先から同郡同町大字下 日野沢字沢辺三三七五番一地从先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年十二月五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年一月十 五日付け埼玉県秩父 県土整備事務所長告 示第一号で告示した 道路予定区域の一部 供用開始である。 延長一、二〇〇・〇 メートル</p>	<p>備考</p>